

空き家不要物撤去費用 助成ご案内

佐賀市では、中山間地域（富士町・三瀬村・大和町松梅地区）の空き家を有効活用し定住促進を図るため、本市の空き家バンク制度に登録された物件の不要物の撤去を行う方に対して、撤去費用を助成します。

※令和5年度現在

【補助対象経費】

一般廃棄物処理業者（佐賀市指定業者）による不要物の撤去費用

【助成額】

空き家の不要物撤去に要した費用 対象経費の1/2（上限10万円）

【補助対象者】

対象者	申請条件
物件の所有者	空き家バンクに物件の登録が完了した者
物件の購入者	空き家バンクに登録された物件で成約済み、または成約の見込みがある者
物件の賃借人	空き家バンクに登録された物件の改修について物件の所有者の同意を得た者

※申請に係る利用登録者が、過去3年以内にこの助成の交付決定や取消しを受けている場合は申請することができません。

※補助金交付決定については、申請書に基づき審査し決定の判断を行います。

【申請の流れ】

※年度内に完了する必要があります。

新年度（4月1日）

※年度の途中でも申請はできます。

